

○鹿児島大学共通教育センター規則

平成29年 3 月16日

総機規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、全学協力体制に基づいて実施する共通教育及び学芸員資格科目に関する企画・立案・実施並びに教育に係る全学的な連絡調整等を行うことにより、鹿児島大学(以下「本学」という。)の教育の充実・発展を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共通教育の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 共通教育科目の開設及び廃止に関すること。
- (3) 学芸員資格科目の企画・立案・実施に関すること。
- (4) 大学教育の全学的な連絡調整に関すること。
- (5) 鹿児島大学地域人材育成プラットフォームの教育プログラムの運営及び実施の協働に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(部門)

第 4 条 センターに、前条に掲げる業務を円滑に行うため、次に掲げる部門を置く。

- (1) 初年次教育・教養教育部門
- (2) 体育・健康教育部門
- (3) 外国語教育部門

2 前項の部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共通教育の調査・研究・開発に関すること。
- (2) 共通教育の授業の実施に係る具体的事項の企画・運営に関すること。
- (3) 共通教育の履修指導体制の充実に関すること。
- (4) 共通教育の広報活動に関すること。
- (5) その他教育部門の運営に関すること。

(職員)

第 5 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長

- (4) 各副部門長
 - (5) 専任教員
 - (6) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)
- (職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
 - 3 部門長は、センター長及び副センター長の職務を補佐する。
 - 4 副センター長は、部門長の職務を兼ねることができるものとする。
 - 5 副部門長は部門長の職務を補佐する。
 - 6 専任教員は、第4条第1項各号のいずれかに属し、共通教育を主に担当するとともに、センターの業務を処理する。
 - 7 センター職員は、センターの業務に従事する。
- (センター長等)

第7条 センター長は、本学の専任の教授又は准教授のうちから、総合教育機構長の推薦により、学長が選考する。

- 2 副センター長は、本学の専任の教授又は准教授のうちから、センター長が推薦し、学長が任命する。
 - 3 部門長は、センターの専任の教授又は准教授のうちから、センター長が推薦し、学長が任命する。
 - 4 副部門長はセンターの専任の教授、准教授又は講師のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 5 センター長、副センター長、部門長及び副部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長、副センター長、部門長及び副部門長に欠員を生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (兼務教員)

第8条 センターに、兼務教員を置くことができる。

- 2 兼務教員は、申出のあった本学の教員のうちから、学長が兼務を命ずる。
 - 3 兼務教員は、第4条第1項各号のいずれかの組織に属し、当該組織の業務を処理する。
- (共通教育センター運営委員会)

第9条 センターに、センターの業務を円滑に処理するため、共通教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- (事務)

第10条 センターに関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

- １ この規則は、平成29年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行後、最初のセンター長は学長が指名した者をこの規則により選考したものとみなす。

附 則

- １ この規則は、平成31年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行後、最初のセンター長は学長が指名した者をこの規則により選考したものとみなす。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

○鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則

平成29年３月16日

総機規則第３号

(趣旨)

第１条 この規則は、鹿児島大学共通教育センター規則(平成29年総機第２号)第９条第２項の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第２条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共通教育センター長
- (2) 共通教育センター副センター長
- (3) 部門長
- (4) 副部門長
- (5) 専任教員

(審議事項)

第３条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共通教育センター(以下「センター」という。)の運営に関すること。
- (2) 共通教育カリキュラムの編成に関すること。
- (3) 共通教育の授業実施に関すること。
- (4) 共通教育の単位認定に関すること。
- (5) 共通教育の自己点検・評価に関すること。
- (6) センターの規則の制定改廃に関すること。
- (7) センターの予算・決算に関すること。
- (8) センターの施設管理に関すること。
- (9) センターのファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (10) 法人評価及び認証評価等に関すること。
- (11) 非常勤講師等の雇用に関すること。
- (12) 科目等履修生の受入れ審査に関すること。
- (13) 特別聴講学生の受入れに関すること。
- (14) 大学教育の全学的な連絡調整に関すること。
- (15) その他センターの運営及び業務等に関すること。

(委員長)

第４条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- ２ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- ３ 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員会)

第５条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

２ 定例委員会は、原則として月１回開催する。

３ 臨時委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

（議事）

第６条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（教育部門会議）

第８条 委員会にセンターの業務を円滑に処理するため、次に掲げる会議を置く。

（１）初年次教育・教養教育部門会議

（２）体育・健康教育部門会議

（３）外国語教育部門会議

２ 前項各号の教育部門会議には、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）部門長

（２）副部門長

（３）各教育部門専任教員

（４）その他センター長が必要と認める者 若干名

３ 教育部門会議の審議事項は第３条に準じる。

４ 各部門長は、各教育部門会議を招集し、その議長となる。

５ 議長に事故があるときは、副部門長がその職務を代行する。

６ 第６条及び第７条の規定は、教育部門会議において準用する。

（科目分科会）

第９条 委員会に学芸員資格科目の企画・立案・実施を円滑に処理するため、学芸員資格科目分科会（以下「分科会」という。）を置く。

２ 分科会には、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）総合研究博物館から選出された者 １名

（２）学芸員資格の取得が可能な学部の教授、准教授、講師又は助教のうちから選出された者 各１名

（３）その他センター長が必要と認める者 若干名

３ 分科会は学芸員資格科目における具体的事項の審議を行う。

４ あらかじめ委員会の承認を得た事項については、分科会の議決をもって委員会の議決があったものとみなすことができる。

５ 分科会に、分科会長を置き、委員の互選により定める。

６ 分科会長は、分科会を招集し、その議長となる。

- 7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 8 委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 9 第６条及び第７条の規定は、分科会について準用する。

(小委員会)

第10条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年４月２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和２年７月２日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年５月６日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年６月３日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

鹿児島大学共通教育センター企画会議設置要項

平成２９年 ４ 月 １ 日
共通教育センター運営委員会決定

(趣旨)

第１ この要項は、国立大学法人鹿児島大学共通教育センター規則（平成29年総機第２号）第11条の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター企画会議（以下「企画会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第２ 企画会議は、共通教育センターに係る次に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 中期目標・中期計画に関する事。
- (2) 予算編成方針に関する事。
- (3) 法人評価・認証評価・構成員評価に関する事。
- (4) 教員人事に関する事。
- (5) カリキュラム全般に関する事。
- (6) 学生の不正行為に関する事。
- (7) 管理運営全般に関する事。
- (8) 教育研究の協定に関する事。
- (9) 共通教育委員会の議題に関する事。
- (10) その他共通教育センター長が必要であると認めた事項に関する事。

２ 企画会議に関し必要な事項は別に定める。

(組織)

第３ 企画会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共通教育センター長
- (2) 共通教育センター副センター長
- (3) 初年次教育・教養教育部門長、体育・健康教育部門長、外国語教育部門長
- (4) 学生部長
- (5) 共通教育課長
- (6) その他共通教育センター長が必要と認めた者

(委員長)

第４ 企画会議に委員長をおき、第３第１項第１号の委員をもって充てる。

２ 委員長は、企画会議を招集し、その議長となる。

３ 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(企画会議)

第５ 企画会議は、定例企画会議と臨時企画会議とする。

２ 定例企画会議は、原則として月１回開催する。

３ 臨時企画会議は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(議事)

第６ 企画会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(代理出席)

第７ 委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第８ 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第９ 企画会議に関する事務は、学生部共通教育課において行う。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、企画会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年４月１日から実施する。

附 則

この要項は、令和３年５月２１日から実施する。

附 則

この要項は、令和３年６月１８日から実施する。

附 則

この要項は、令和４年４月１日から実施する。

附 則

この要項は、令和６年４月１日から実施する。

鹿児島大学共通教育センター予算委員会設置要項

平成２９年　４月　１日
共通教育センター運営委員会決定

(設置)

第１　鹿児島大学共通教育センター（以下「センター」という。）運営委員会規則（平成29年総機第３号）第10条第２項の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第２　委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) センターの予算に関すること。
- (2) センターの決算に関すること。

(組織)

第３　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター副センター長
- (3) センター初年次教育・教養教育部門長、体育・健康教育部門長及び外国語教育部門長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第４　委員会に委員長を置き、第３第１号及び第２号の委員の互選によって定める。

- ２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- ３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(代理出席)

第５　委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第６　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第７　委員会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第８　この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この要項は、平成29年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、令和３年６月３日から実施する。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から実施する。

鹿児島大学共通教育懇談会開催要項

〔平成29年4月1日〕
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学共通教育センター規則（平成29年総機第2号）第11条の規定に基づき、鹿児島大学共通教育懇談会（以下「懇談会」という。）を置くとともに、その実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2 懇談会は鹿児島大学共通教育センター（以下「センター」という。）と専門教育の相互の有機的な連携のため、センター長、専任教員、各学部教職員及び非常勤講師等との間で自由な意見交換を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。

(構成員)

第3 懇談会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 専任教員
- (4) 各学部の教員から選出された者 各1名
- (5) 非常勤講師及び職員で参加を希望する者
- (6) その他センター長が認めた者

(座長)

第4 懇談会に座長を置き、センター長をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(開催回数等)

第5 懇談会は、原則として、年1回開催する。

(事務)

第6 懇談会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、懇談会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育懇談会開催要項（平成26年2月28日教育センター会議決定）は、廃止する。

鹿児島大学共通教育センターファカルティ・ディベロップメント委員会設置要項

平成30年4月13日
共通教育センター運営委員会決定

(設置)

第1 鹿児島大学共通教育センター(以下「センター」という。)に、センターの教育理念・教育目的に基づき、教育の内容及び方法の改善を図るため、鹿児島大学共通教育センターファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターのファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)の基本方針に関する事項
- (2) センターが行うFDの実施に関する事項
- (3) センターの教育課程及び教育活動に係る自己点検・評価に関する事項
- (4) 前号の自己点検・評価に基づく改善・質の向上に関する事項
- (5) その他FD及び点検・評価等に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 全学FD委員会委員(センター選出委員)
- (2) 初年次教育・教養教育部門、体育・健康教育部門、外国語教育部門 各1名
- (3) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、第3第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は第3第2号委員を兼ねることができる。

(議事)

第6 委員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

(意見の聴取)

第7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8 委員会の事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第9 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月13日から実施する。
- 2 この要項の施行後、最初の第3第1号委員の任期は、第4第1項の規定にかかわらず全学FD委員会委員の任期と同じとする。

附 則

この要項は、令和3年5月21日から実施する。

鹿児島大学共通教育センター「大学と地域」コーディネート委員会要項

令和元年 12 月 12 日
共通教育センター運営委員会決定

(趣旨)

第 1 この要項は、鹿児島大学共通教育科目「大学と地域」の授業を実施するにあたり、鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則（平成 29 年総機規則第 3 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター「大学と地域」コーディネート委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共通教育センターから選出された者 3 名
- (2) 共通教育センター長が必要と認めた者

(任期)

第 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期の始期は、原則として 10 月とする。

(審議事項)

第 4 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 「大学と地域」の授業設計に関すること。
- (2) 学内外からの講師派遣における人材確保と調整に関すること。
- (3) その他の関係事項に関すること。

(委員長)

第 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選ばれた者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 7 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 委員会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和元年 12 月 12 日から実施する。

2 この要項の実施後、最初に選出される委員の任期は、第 3 の規定にかかわらず、第 2

第1号の委員のうち2名については令和3年3月31日までとし、その他の者については令和4年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和3年6月3日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年11月17日から実施し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この要項の実施後、最初に出選される委員の任期は、第3第1項の規定にかかわらず、第2第1号の委員のうち2名については令和6年9月30日までとする。

鹿児島大学総合科学域総合教育学系（主担当共通教育センター）に係る教員の昇給に関する実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
共通教育センター長裁定

鹿児島大学総合科学域総合教育学系（主担当共通教育センター）（以下「共通教育センター」という。）における「国立大学法人鹿児島大学教員の昇給実施要領」の取扱いについて、必要な事項を定める。

- 1 勤務成績評価項目（以下「評価項目」という。）について
共通教育センターにおける評価項目と評価基準は、教育、社会貢献、国際交流及び管理運営等を別表 1－1、研究を別表 1－2 のとおりとする。
なお、評価項目（重み付け）については、当分の間は、共通教育センターの設置目的に基づき教育活動に重点をおくこととし、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 2 評価期間は、前年の 4 月 1 日～3 月 31 日とする。
- 3 昇給候補者の決定手順について
 - (1) 各教員は、評価基準に則り、「共通教育センター専任教員勤務成績評価自己申告表」（以下「自己申告表」という。）を作成・提出する。
 - (2) 共通教育センター長は、自己申告表に基づき評価を行い、昇給候補者を決定し、総合教育機構長へ推薦する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年 4 月 1 日から実施する。
- 2 評価項目「オ. 管理運営等(1)学内の役職・委員会委員等」で「学長・理事が構成員となる大学全体の主要な会議（鹿児島大学組織規則第 20 条の 2 規定で定める）については、平成 29 年度に開催されたものに限り 8 点とする。
例）教育改革室会議、共通教育等企画室会議など

附 則

この要領は、平成30年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 - 1 (第 1 関係)

区分	項目			単位	基準	満点
教育	共通教育	全学必修科目 (*1)		授業担当コマ数 (*2)	コマ数あたり 3 点	40
		一部の学部で必修化されている科目 (*3)		授業担当コマ数	コマ数あたり 2 点	
		共通教育センターとして継続開講が求められている科目 (*4)		授業担当コマ数	コマ数あたり 2 点	
		上記以外の授業科目 (受講生数制限なし*5)		授業担当コマ数	コマ数あたり 2 点	
		40 名未満の受講生数に制限している科目		授業担当コマ数	コマ数あたり 1 点	
		受講生数が 80 名を超える担当授業科目		授業担当コマ数	コマ数あたり 1 点	
		受講生数が 150 名を超える担当授業科目		授業担当コマ数	コマ数あたり 2 点	
		受講生数が 200 名を超える担当授業科目		授業担当コマ数	コマ数あたり 3 点	
	専門教育	学部での授業科目		授業担当コマ数	コマ数あたり 1 点 (上限 5 点)	
		研究科での授業科目		授業担当コマ数		
		博士論文指導	主指導	指導人数	1 人あたり 2 点	
			副指導	指導人数	1 人あたり 1 点	
		修士論文指導	主指導	指導人数	1 人あたり 1 点	
		卒業研究指導 (*6)	主指導	指導人数	1 人あたり 1 点	
	共通教育科目及び専門教育科目の担当授業数			11 コマ以上・未満	11 コマ以上の場合 3 点	
	FD・SD 事業	FD・SD 事業への参加		参加回数	1 件あたり 2 点	
		FD としての授業公開の実施 (公開授業は社会貢献区分)		した・しなかった	した場合 2 点	
G-TELP 等外部試験実施の調整			した・しなかった	した場合 4 点		
その他特記すべき事項			件数	1 件あたり 2 点		
	自治体等学外における役職・委員会委員			件数	1 件あたり 2 点	
	公共団体・民間団体等学外における表彰			件数	1 件あたり 2 点	
	公開講座・公開授業の開講			件数	1 件あたり 2 点	

社会貢献	新聞・商業紙への寄稿・コメント		件数	1 件あたり 2 点 (上限 6 点)	20
	テレビ・ラジオへの出演・コメント		件数	1 件あたり 2 点 (上限 6 点)	
	学外組織等からの講演・研修会等の講師		件数	1 件あたり 2 点	
	出前授業の実施		件数	1 件あたり 2 点	
	その他特記すべき事項		件数	1 件あたり 2 点	
国際交流	学生・留学生の国際交流支援	外国人留学生の受入れ	人数	1 人あたり 1 点	20
		L0L 事業のコーディネート	した・しなかった	した場合 4 点	
		L0L 事業への参加	した・しなかった	した場合 2 点	
	研究者の国際交流	国際学会(国内開催も含む)のコーディネート	した・しなかった	した場合 2 点	
	大学間の国際交流	大学間学術交流協定事業のコーディネート	した・しなかった	した場合 4 点	
		大学間学術交流協定事業への参加	した・しなかった	した場合 2 点	
	その他特記すべき事項		件数	1 件あたり 2 点	
管理・運営等	主要会議の出席状況	共通教育センター運営委員会への出席	出席状況	80%以上 2 点、 50%以上～80%未満 1 点	20
		総合教育機構会議への出席	出席状況	80%以上 2 点、 50%以上～80%未満 1 点	
	学内の役職・委員会委員	全学委員会委員	件数	1 件あたり 2 点	
		総合教育機構の委員会委員(WG を含む)	件数	1 件あたり 2 点	
		共通教育センターの委員会委員(WG を含む)	件数	1 件あたり 2 点	
		兼務先および副担当の部局・センター等の委員会委員(WG を含む)	件数	1 件あたり 2 点	
		上記委員会の委員長(WG 長を含む)	件数	1 件あたり 2 点	
	その他特記すべき事項		件数	1 件あたり 2 点	

(※1) 全学必修科目：体育・健康(理論および実習)、英語 IA および IB、英語 IIA および IIB、初年

セミナーI および II、大学と地域、異文化理解、情報活用、日本語・日本事情

(*2) 授業担当コマ数は、2 単位の授業科目を 1 コマで計算する。オムニバスの科目の場合は、実際に担当した回数から計算する。実験科目は、1 コマを通常授業の 2 コマとして計算する。

(*3) 一部の学部で必修化されている科目：英語 III、英語 IV、初修外国語、基礎教育入門科目、日本国憲法

(*4) 共通教育センターとして継続開講が求められている科目：教職課程のための実験科目、学芸員資格科目、屋久島の環境と文化(1～4)、鹿児島教養プログラム、鹿児島フィールドスクール、人生における出会いと意義、九州学

(*5) 受講生数について制限をしている場合でも、40 名以上での制限の場合は受講生数制限なしとする。

(*6) 法文学部におけるゼミナール科目を含む。

別表 1 - 2 (第 1 関係)

研究区分 (分野)	項目		単位	基準	満点	
人文・社会科学系	著書	学術的な著書（単著）	件数	1 件につき 8 点	20	
		学術的な著書（共著（章相当のものを 1 本とカウント））	件数	1 件につき 4 点		
		その他の著書（テキスト、翻訳、一般向け解説書など）	件数	1 件につき 2 点		
	論文	査読あり、または査読あり相当（*7）	学会誌・学術誌（商業誌を含む）など（紀要などを除く）	件数		1 件につき 4 点
			紀要など	件数		1 件につき 3 点
		査読なし	学会誌・学術誌（商業誌を含む）など（紀要などを除く）	件数		1 件につき 2 点
			紀要など	件数		1 件につき 1 点
			作品・その他	芸術作品（文学、美術、音楽、建築、演劇など）などの創作活動		件数
	その他の論稿など（研究ノート、書評、評釈、調査報告、対談、座談会など）	件数		1 件につき 2 点		
			発表・報告・座長・企画者など	件数		1 件につき 3 点

	学会・研究会	研究	招待講演・基調講演など	あり・なし	5点(あり)・0点(なし)	
			指定討論者・コメンテーターなど(プログラムに記載のもの)	件数	1件につき1点	
		学会・研究会運営	学会・研究会における役員・委員など	件数	1件につき2点	
			学会誌編集委員	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	
			学会誌査読	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	
		科学研究費補助金	申請	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	
	採択(代表)		件数	1件につき5点		
	採択(分担)		件数	1件につき2点		
	外部資金獲得	競争的資金	件数	1件につき3点		
		上記以外	件数	1件につき1点		
	受賞・褒賞など	学術的な業績・貢献に由来するもの(それ以外のものは「社会貢献」へ	あり・なし	4点(あり)・0点(なし)		
		その他特記すべき事項		件数	1件につき2点	
	自然科学	著書		件数	1件につき4点	
		論文	査読あり	学会誌・学術誌等	件数	1件につき4点
				プロシーディングス等	件数	1件につき3点
				紀要等	件数	1件につき3点
			査読なし	紀要・商業誌等	件数	1件につき2点
		学会・研究会	研究発表	発表・座長	件数	1件につき3点
招待講演				あり・なし	5点(あり)・0点(なし)	
運営			学会・研究会における役員・委	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	

20

系			員など			
			学会誌査読	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	
	科学研究費補助金		申請	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	
			採択(代表)	件数	1件につき5点	
			採択(分担)	件数	1件につき2点	
	外部資金獲得		競争的資金	件数	1件につき3点	
			上記以外	件数	1件につき1点	
	受賞・褒賞など		学術的な業績・貢献に由来するもの(それ以外のものは「社会貢献」へ	あり・なし	4点(あり)・0点(なし)	
その他特記すべき事項			件数	1件あたり2点		
体育・健康教育系	著書・論文等	著書		件数	1件あたり単著4点、共著3点	20
		査読あり	論文(国際誌・国内誌)	件数	1件あたり4点	
		査読なし	論文(紀要・商業誌・その他)	件数	1件あたり3点	
		受賞・表彰		件数	1件あたり4点	
	競技等	競技会(国際大会)		件数	1件あたり4点	
		競技会(全国大会)		件数	1件あたり3点	
		競技会(地方大会)		件数	1件あたり2点	
		競技会(県大会)		件数	1件あたり1点	
		受賞・表彰		件数	1件あたり入賞1点、表彰4点	
	学会・研究会	発表、報告、座長など		件数	1件あたり3点	
		招待講演、基調講演など		件数	1件あたり5点	
		学会主催、企画・運営委員など		件数	1件あたり2点、学会長5点、運営委員長3点	
		学会における役職活動		件数	1件あたり2点	
		学会誌編集委員		件数	1件あたり2点	
		査読審査等		件数	1件あたり2点	
	科学研究費補助金		申請	した・しなかった	2点(した)・0点(しなかった)	

		採択(代表)	件数	１件につき５点	
		採択(分担)	件数	１件につき２点	
	外部資金獲得	競争的資金	件数	１件につき３点	
		上記以外	件数	１件につき１点	
	その他特記すべき事項		件数	１件あたり２点	

(＊７)「査読あり相当」とは、当該誌の編集委員会や出版社からの依頼・招待などがあるものや、当該誌の定める条件をクリアしているものなどを意味する。

総合科学域総合教育学系（主担当共通教育センター）専任教員 勤務成績評価自己申告表

（対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

所属部門名：初年次教育・教養教育部門

氏名：○○ ○○

評価項目 (青文字の項目については、別シートに実績等を記入してください)			該当数値		評価点数
			数値記入欄	単位	
ア 教育 (40点)	(1)共通教育	① 全学必修科目(コマ数あたり3点)		コマ	0
		② 一部学部必修化科目(コマ数あたり2点)		コマ	0
		③ 共通教育センターとして継続開講が求められている科目(コマ数あたり2点)		コマ	0
		④ 上記以外の授業科目(受講生数制限なし)(コマ数あたり2点)		コマ	0
		⑤ 40名未満に制限している科目(コマ数あたり1点)		コマ	0
		⑥ 80名を超える担当授業科目(コマ数あたり1点)		コマ	0
		⑦ 150名を超える担当授業科目(コマ数あたり2点)		コマ	0
		⑧ 200名を超える担当授業科目(コマ数あたり3点)		コマ	0
	(2)専門教育	① 学部での授業科目(コマ数あたり1点(上限5点))		コマ	0
		② 研究科での授業科目(コマ数あたり1点(上限5点))		コマ	0
		③ 博士論文指導 主指導(1人あたり2点)		人	0
		④ 博士論文指導 副指導(1人あたり1点)		人	0
		⑤ 修士論文指導 主指導(1人あたり1点)		人	0
		⑥ 卒業研究指導 主指導(1人あたり1点)		人	0
	(3) 共通教育科目及び専門教育科目の担当授業数11コマ以上(の場合3点)			以上・未満	0
	(4) FD・SD事業	① FD・SD事業への参加(1件あたり2点)		回数	0
		② FDとしての授業公開の実施(した場合2点)		有無	0
	(5) 外部試験実施	G-TELP等外部試験実施の調整(した場合4点)		有無	0
	(6) その他特記すべき事項(1件あたり2点)			件	0
			教育素点計		0
			教育点数計 (上限40点)		0
イ 社会貢献	①	自治体等学外における役職・委員会委員(1件あたり2点)		件	0
	②	公共団体・民間団体等学外における表彰(1件あたり2点)		件	0
	③	公開講座・公開授業の開講(1件あたり2点)		件	0
	④	新聞・商業紙への寄稿・コメント(1件あたり2点(上限6点))		件	0
	⑤	テレビ・ラジオへの出演・コメント(1件あたり2点(上限6点))		件	0
	⑥	学外組織等からの講演・研修会等の講師(1件あたり2点)		件	0
	⑦	出前授業の実施(1件あたり2点)		件	0
	⑧その他特記すべき事項(1件あたり2点)			件	0
ウ 国際交流	①	学生・留学生の外国人留学生の受入(1人あたり1点)		人	0
	②	学生・留学生の国際交流支援件数		有無	0
	③	LOL事業への参加(した場合2点)		有無	0
	④	研究者の国際交流		有無	0
	⑤	大学間の国際交流		有無	0
	⑥	大学間学術交流協定事業への参加(した場合2点)		有無	0
	⑦その他特記すべき事項(1件あたり2点)			件	0
	※社会貢献と国際交流と合わせた上限を20点とする。		社会貢献、国際交流素点計		0
			社会貢献、国際交流点数計 (上限20点)		0

氏名： ○○ ○○

評価項目 (青文字の項目については、別シートに実績等を記入してください)				該当数値 数値記入欄 単位		評価点数		
エ 管理・運営 等 (20点)	(1) 主要会議の出席状況(事務で集計し記入します)							
	①	共通教育センター運営委員会への出席(80%以上2点、50%以上～80%未満1点)	11		0.0%	0		
	②	総合教育機構会議(80%以上2点、50%以上～80%未満1点)	11		0.0%	0		
	※授業・全学会議と重複した場合は母数より除く。(重複した場合、下記【申請】欄に日付と授業・会議名を記入ください。)							
	【申請】							
	(2) 学内の役職・委員会委員(事務で委員会名簿を基にカウントします)							
	①	全学委員会委員(1件あたり2点)		件		0		
	②	総合教育機構の委員会委員(WG含む)(1件あたり2点)		件		0		
	③	共通教育センターの委員会委員(WG含む)(1件あたり2点)		件		0		
	④	兼務先および副担当の部局・センター等の委員会委員(WG含む)(1件あたり2点)		件		0		
	⑤	上記委員会の委員長(WG長を含む)(1件あたり2点)		件		0		
	⑥	その他特記すべき事項(1件あたり2点)※委員会名簿に記載されない委員会等		件		0		
学内の役職・委員会委員等の素点計					0			
(3) その他特記すべき事項(1件あたり2点)				件	0			
				管理運営等素点計	0			
				管理運営等点数計 (上限20点)	0			
評価項目 (青文字の項目で、研究者情報管理システムに入力されないものは別シートに実績等を記入してください)				該当数値 数値記入欄 単位		評価点数		
オ 研究 (各分野 上限 20点)	(1)著書	人文・社会	①	学術的な著書(単著)(1件につき8点)			件	0
			②	学術的な著書(共著)(1件につき4点)		件	0	
			③	その他の著書(1件につき2点)		件	0	
		自然科学	②	著書(1件につき4点)		件	0	
			体育・健康	②	著書(単著)(1件あたり4点)		件	0
				④	著書(共著)(1件あたり3点)		件	0
	(2)論文	人文・社会	①	査読有、または査読相当	学会誌・学術誌(商業誌含む)など(1件につき4点)		件	0
			②		紀要など(1件につき3点)		件	0
			③	査読無	学会誌・学術誌(商業誌含む)など(1件につき2点)		件	0
			④		紀要など(1件につき1点)		件	0
		自然科学	①		学会誌・学術誌等(1件につき4点)		件	0
			②	査読有	プロシーディングス等(1件につき3点)		件	0
			②		紀要等(1件につき3点)		件	0
			②	査読無	紀要・商業誌等(1件につき3点)		件	0
		体育・健康	①	査読有	論文(国際誌・国内誌)(1件あたり4点)		件	0
			②	査読無	論文(紀要・商業誌・その他)(1件あたり3点)		件	0
			①	受賞・表彰(1件あたり4点)		件	0	
			(3)学会・研究会	人文・社会	①		発表・報告・座長・企画者など(1件につき3点)	
	②	研究			招待講演・基調講演など(あり5点)		有無	0
	③				指定討論者・コメンテーターなど(1件につき1点)		件	0
	④				役員・委員など(1件につき2点)		件	0
	⑤	運営			学会誌編集委員(した2点)		有無	0
	⑥				学会誌査読(した2点)		有無	0
	自然科学	①		研究発表	発表・座長(1件につき3点)		件	0
②				招待講演(あり5点)		有無	0	
⑤				役員・委員など(した2点)		有無	0	
⑥		運営		学会誌査読(した2点)		有無	0	

氏名： ○○ ○○

オ 研究 (各分野 上限 20点)	体育・健康	①	発表、報告、座長など(1件あたり3点)			件	0	
		⑦	招待講演、基調講演など(1件あたり3点)			件	0	
		⑧	学会主催、企画・運営委員など(1件あたり2点)			件	0	
		⑨	学会長5点、運営委員長3点			点	0	
		⑤	学会における役職活動(1件あたり2点)			件	0	
		⑤	学会誌編集委員(1件あたり2点)			件	0	
		⑥	査読審査等(1件あたり2点)			件	0	
		(4) 科研費・ 外部資金	分野共通	①	科学研究費 補助金	申請(した2点)※対象期間における申請		有無
	②			採択(代表)(1件につき5点)※対象期間における採択			件	0
	③			採択(分担)(1件につき2点) "			件	0
	④		外部資金獲得	競争的資金(1件につき3点)		件	0	
				⑤	競争的資金以外(1件につき1点)		件	0
	(5)	人文・社会、自然	①	受賞・褒賞など	学術的な業績・貢献に由来するもの(あり4点)		有無	0
		人文・社会	②	作品・その他	芸術作品などの創作活動(1件につき4点)		件	0
			③		その他の論稿など(1件につき2点)		件	0
		体育・健康	競技等	④	競技会(国際大会)(1件あたり4点)		件	0
				⑤	競技会(全国大会)(1件あたり3点)		件	0
				⑥	競技会(地方大会)(1件あたり2点)		件	0
				⑦	競技会(県大会)(1件あたり1点)		件	0
				⑧	受賞・表彰 入賞(1件あたり1点)		件	0
	(6)その他特記すべき事項(1件あたり2点)					件	0	
					人文・社会科学系分野素点計		0	
					自然科学系分野素点計		0	
					体育健康教育系素点計		0	
					研究点数計(上限20点)		0	
						勤務成績評価素点合計		0
						勤務成績評価総得点(上限100点)		0

教育活動	実績等(担当授業名、参加事業など)	時期	備考
共通教育	初年次セミナーⅠ	前期	
	基礎〇〇学入門	前期	
	〇〇活用	後期	
	〇〇〇〇	後期	
専門教育	〇〇学概説	前期	〇〇学部授業
	〇〇学演習	通年	〇〇研究科授業
	〇〇研究科の修士論文指導	通年	学生1名
FD・SD事業	共通教育センター教育懇談会		
	…学部FD講演会		
特記事項			

社会貢献・国際交流	実績等(職名、公開講座名など)		備考
学外における各種役職・委員会委員	鹿児島県〇〇〇委員会委員		
	〇〇市・・・協議会委員		
学外における表彰			
公開講座・公開授業	〇〇をまなぶ		
出前授業名			
特記事項			
国際学会名			
大学間学術交流協定事業名			
特記事項			

管理・運営等	名 称		備 考
委員会名簿に記載され ない委員会等			
特記事項			

研究	実績等		備考
著書	研究者情報管理システムで確認します		
論文	研究者情報管理システムで確認します		
学会・研究会	研究者情報管理システムに入力されないものを記載		
科研費 ※課題番号記入			
外部資金 ※名称記入			
受賞・褒賞 作品・その他 競技等	研究者情報管理システムに入力されないものを記載		
特記事項			

鹿児島大学共通教育センター優良授業実践賞実施要項

平成 31 年 1 月 18 日
共通教育センター運営委員会決定

(目的)

第 1 この要項は、鹿児島大学の共通教育において教育の質的向上を図り、教育実践において顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、共通教育の授業を担当する教員の意欲向上と共通教育の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 表彰の名称は、鹿児島大学共通教育センター優良授業実践賞(以下「共通教育優良授業実践賞」という。)とする。

2 共通教育優良授業実践賞の英語名称は、GE Award for Excellence in Teaching とする。

(表彰対象者)

第 3 表彰対象者は、総合教育機構に所属する専任教員(表彰される年度に在籍する者。)であって、表彰される年度の直前 5 年間に、本表彰制度による表彰を受けていない教員とする。

(選考基準)

第 4 共通教育優良授業実践賞は、原則として 20 名以上の受講者を有する授業科目を対象とし、シラバス、授業改善に資するアンケートなどの資料に基づく総合的な評価によって選考する。

2 複数の授業科目を担当している場合には、前項の資料に基づき最も高い評価を受けた授業科目を共通教育優良授業実践賞の対象科目とする。

(候補者等の推薦)

第 5 共通教育センターファカルティ・ディベロップメント委員会は、第 4 の選考基準により高い評価を受けた授業科目を担当した教員又はチーム 5 件以内を表彰候補者等として共通教育センター運営委員会に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第 6 共通教育センター運営委員会は、第 5 の規定により推薦された候補者から選考の上、共通教育優良授業実践賞の受賞者 1 名又は 1 チームを決定する。また、共通教育センター長は、受賞者を鹿児島大学ベストティーチャー賞の候補者として総合教育機構長に推薦するものとする。

(表彰)

第 7 共通教育センター長は、第 6 の規定により決定した受賞者に共通教育優良授業実践賞の表彰を実施する。

(受賞者の責務)

第 8 受賞者は、受賞した年度に授業を公開する。

附 則

この要項は、平成 31 年 1 月 18 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 2 月 19 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 15 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から実施する。

鹿児島大学共通教育センター優良授業実践賞推薦に係る申合せ

令和５年１月２０日
共通教育センター運営委員会決定

この申合せは、鹿児島大学共通教育センター優良授業実践賞実施要項(平成３１年１月１８日共通教育センター運営委員会決定)に関し必要な事項を定める。

(推薦手続き)

第１ 推薦の手続きは、以下のとおりとする。

- (１) １月に総合教育機構の共通教育科目授業担当教員へ推薦の受付を告知する。
- (２) 総合教育機構所属教員について、チーム・個人として自薦・他薦できるものとする。
- (３) オムニバス形式講義については、チーム単位の選考となる。
- (４) 推薦理由書の書式は定めない。
- (５) 推薦理由書には、可能な限り、教育の質的向上及び教育実践における顕著な成果を評価可能な参考情報を付けるものとする。
- (６) 受付告知から原則２週間後までに推薦理由書を共通教育係へ提出するものとする。

(チームの定義)

第２ チームの定義は、以下の各号のいずれかとし、チームの人数には上限を設けない。

- (１) 同一名称の科目について、１又は複数クラスを複数教員で共同担当するチーム。
ただし、チームの構成員が異なる場合は、それぞれ別のチームとみなす。
- (２) 同一名称の科目について、複数クラスを取りまとめ、常時授業内容を構成する教員のチーム（ワーキング・グループ等）。
ただし、チーム構成員はその科目の授業を実際に行っていること。

(その他)

第３ 共通教育センターファカルティ・ディベロップメント委員会が必要とする場合、推薦理由書提出後、提出者及び推薦対象者に聞き取りを行い、検討の参考とすることができるものとする。

鹿児島大学共通教育センター専任教員選考に関する申合せ

平成 30 年 12 月 17 日
総合教育学系会議決定
令和 5 年 11 月 21 日一部改正

1 この申合せは、鹿児島大学学術研究院総合教育学系共通教育センターにおける教員の選考について必要な事項を定める。

(1) 教授の資格（鹿児島大学教員の資格に関する規則（平成 16 年規則第 70 号。以下「資格規則」という。）第 2 条関係）

ア 資格規則第 2 条第 1 号及び第 2 号の「研究上の業績」については、公表された著書・論文等（実技系においては、競技会、演奏会及び作品等を含む。以下「業績等」という。）が 20 編以上あること。ただし、標準以上と認められる業績等がある場合についてはこの限りではない。

イ 資格規則第 2 条第 4 号の「経歴」については、大学における教育歴が 12 年以上あること。ただし、大学院における教育歴については、1.5 を乗じた期間とする。

ウ 資格規則第 2 条第 6 号の「特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」については、共通教育センター専任教員に実施した勤務成績評価に基づき決定された昇給区分が過去 3 年間に於いて「A」又は「B」となった者に適用できるものとする。

(2) 准教授の資格（資格規則第 3 条関係）

ア 資格規則第 3 条第 1 号の「前条各号のいずれかに該当する者」として同規則第 2 条第 2 号を適用する場合の「研究上の業績」については、前号ア中「20 編」とあるのは「10 編」と読み替えることができるものとする。

イ 資格規則第 3 条第 2 号の「経歴」については、大学における教育歴が 5 年以上あること。教育歴については、講師、助教、非常勤講師の在職期間及び研究員（公募によるプロジェクト研究員等）の在職期間並びに准教授以上の在職期間に 2.0 を乗じた期間並びに TA ほか、大学独自の教育系職員としての在職期間に 0.5 を乗じた期間を合算するものとする。また、大学院博士課程後期の在学期間に 0.5 を乗じた期間を教育歴に加えることができる。ただし、教育歴とする他の期間と重複する期間を除くものとする。

ウ 資格規則第 3 条第 4 号の「研究上の業績」については、業績等が 10 編以上あること。ただし、標準以上と認められる業績等がある場合についてはこの限りではない。

エ 資格規則第 3 条第 5 号の「優れた知識及び経験を有すると認められる者」については、共通教育センター専任教員に実施した勤務成績評価に基づき決定された昇給区分が過去 3 年間に於いて「A」又は「B」となった者に適用できるものとする。

(3) 講師の資格（資格規則第 4 条関係）

ア 資格規則第 4 条第 1 号の「准教授となることができる者」として前号イを適用する場合の「教育歴」については、助教、非常勤講師の在職期間及び研究員（公募によるプロジェクト研究員等）の在職期間並びに講師以上の在職期間に 2.0 を乗じた期

間並びに TA ほか、大学独自の教育系職員としての在職期間に 0.5 を乗じた期間を合算し、5 年以上あることとする。また、大学院博士課程後期の在学期間に 0.5 を乗じた期間を教育歴に加えることができる。ただし、教育歴とする他の期間と重複する期間を除くものとする。

イ 資格規則第 4 条第 2 号の「教育上の能力を有すると認められる者」として共通教育センター専任教員に実施した勤務成績評価に基づき決定された昇給区分が過去 3 年間に於いて「A」又は「B」となった者に適用できるものとする。

(4) 助教の資格（資格規則第 5 条関係）

ア 資格規則第 5 条第 1 号の「第 2 条各号又は第 3 条各号のいずれかに該当する者」として同規則第 2 条第 2 号を適用する場合の「研究上の業績」については第 1 号ア中「20 編」を「3 編」と読み替えることができるものとする。

イ 資格規則第 5 条第 1 号の「第 2 条各号又は第 3 条各号のいずれかに該当する者」として第 2 号イを適用する場合の「教育歴」については、非常勤講師の在職期間及び研究員（公募によるプロジェクト研究員等）の在職期間並びに助教以上の在職期間に 2.0 を乗じた期間並びに TA ほか、大学独自の教育系職員としての在職期間に 0.5 を乗じた期間を合算し、3 年以上あることとする。また、大学院博士課程後期の在学期間に 0.5 を乗じた期間を教育歴に加えることができる。ただし、教育歴とする他の期間と重複する期間を除くものとする。

(5) 資格規則第 2 条、第 3 条及び第 5 条の本文並びに同規則第 4 条第 2 号の「教育上の能力」については、次に掲げる教育上の業績をもって総合的に判断するものとする。

ア 大学（高等教育）における教育指導の改善への積極的貢献

- (ア) 作成した教科書・教材、高等教育における教育実践に関する調査・実践報告等
- (イ) 高等教育実践に関する研修（ファカルティ・ディベロップメント活動への参加、大学の授業研究会への授業公開、大学教育実践に関する研究プロジェクトへの参加）等
- (ウ) その他正課外における高等教育実践（外国語ラウンジ、大学におけるクラブ活動指導、留学生指導を含む。）に関わる顕著な業績等

イ 大学（高等教育）における教育指導の実績（センター所属の教員にあっては、当該センター業務を含む。）

- (ア) 大学において授業を担当した年数
- (イ) 担当授業科目名と受講者数
- (ウ) 高大接続、入試への貢献
- (エ) 卒業研究・修士論文を指導した学生数
- (オ) その他

ウ 大学（高等教育）における教育指導に関する取り組み

- (ア) 特に行っている授業改善に関する取り組み

エ その他

- (ア) 大学（高等教育）における教育経験を有しない者にあっては、詳細なシラバスや担当予定の授業科目の展開構想等

(イ) 大学(高等教育)以外における教育活動等

2 選考書類について

(1) 選考対象者の提出書類

- ア 履歴書（別記様式第 1 号）又は人事記録の写し
- イ 業績調書（別記様式第 2 号）
- ウ 論文概要（別記様式第 3 号）
- エ 大学教育についての意見と抱負及び着任後の活動の展望（別記様式第 4 号）
- オ 勤務成績評価自己申告表（共通教育センター教員が選考対象者の場合で過去 3 年以内のもの）
- カ その他必要と認められるもの

- (2) 前号イ及びウの提出書類については、共通教育センターにおいて 1 年以内に採用又は昇任選考の審査を受けた者については、当該審査時に提出した書類をもって替えることができる。

3 選考方法について

- (1) 選考対象者の主要論文の共著者は、原則として当該選考にかかる選考委員となることはできない。
- (2) 同一の選考審査において第 1 項第 1 号ウ、同項第 2 号エ又は同項第 3 号イの該当者が 2 以上あった場合については、教育活動における素点が高い者を上位とするものとする。

履 歴 書

(年 月 日現在)

フリガナ 氏 名		性 別		国 籍		写真貼付
生年月日	年 月 日 (満 歳)					
現 住 所	〒 ー			電話 () ー FAX () ー Email :		
勤 務 先	〒 ー			電話 () ー FAX () ー Email :		
学 歴						
年 月	事 項					
年 月	【学位・称号】 1997 年 3 月 学士 (〇〇大学) 1999 年 3 月 修士 (〇〇学) (〇〇大学 〇〇第〇〇〇号) 2004 年 12 月 博士 (〇〇学) (〇〇大学 〇〇第〇〇〇号)					

職 歴 （ 教 育 歴 ）	
年 月	事 項
年 月	
免許、資格及び外部検定試験（スコア等）	
年 月	事 項
年 月	
賞 罰 ・ 処 分 歴 等	
年 月	事 項
本書類の記載内容については事実に相違ありません。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となり得ることについて了承します。 年 月 日 氏名 （自署）	

【記載上の注意】

※職歴（教育歴）の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。

なお、在宅期間については、「在家庭」と記入すること。

※賞罰・処分歴等欄には、過去に学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。

業 績 調 書

氏 名 (自署)	
-------------	--

I 教育業績

教育上の業績 に関する事項	年月又は期間	概 要
1. 大学（高等教育）における教育指導の改善への積極的貢献	○年○月 ○年○月 ○年○月 ○年○月	<u>教科書の出版、教育実践に関する報告書の作成等</u> ・教養教育科目「○○」で使用する教科書○○○を共同執筆者し、○○社より出版した。 ・必修科目「○○」において、アクティブ・ラーニングを導入した授業を実践し、○○報告書としてまとめた。 <u>高等教育実践に関する研修等</u> ・○○○に関するFD研修会を企画した。 <u>正課外における高等教育実践等</u> ・指導している○○サークルが、○○大会で金賞を受賞した。
2. 大学（高等教育）における教育指導の実績	○年○月～ ○年３月 ○年度 ○年度 ○年度 ○年度 ○年度 ○年度	<u>大学において授業を担当した年数</u> ・共通教育：○年○月 ・○○学部教育：○年○月 <u>担当授業科目名と受講者数</u> ・共通教育：初年次セミナーⅠ（３６名）、…… ・○○学部：○○○論（２０名）、…… ・○○研究科：○○○特論（５名）…… ・共通教育：○○学入門（２００名）…… ・○○学部：○○○概論（３０名）…… <u>高大接続、入試への貢献</u> ・○○高校で出前授業○○○を実施した。 ・個別入試試験で○○○の問題を作成した。 <u>卒業研究・修士論文・博士論文の指導学生数</u> ・○○学部卒業研究○名 ・○○研究科修士論文○名 ・○○研究科博士論文○名
3. 大学（高等教育）における教育指導上の努力点	○年度	<u>教育改善に関する取り組み</u> ・教養教育科目「○○」でmanabaを活用し、自学自習を促進した。
4. その他		該当なし

II 研究業績

1. 論文

番号、著者、タイトル名、発表誌、巻・号（年月） pp.～、査読の有無

※最新のものから順次発表年を遡って記載してください。

※ 主要論文3編以下については、タイトル名にアンダーラインを引き、別刷（コピー可）および論文概要を添付してください。

2. 著書

番号、著者、書名、出版社名、発行年月

※最新のものから順次発表年を遡って記載してください。

3. 口頭発表

番号、発表者名、タイトル名、発表学会の名称、発表年月、選考審査の有無

※最新のものから順次発表年を遡って記載してください。

4. 特許

番号、発明者、発明の名称、出願国、出願番号（出願年月日）、公開番号（公開年月日）、公告番号（公告年月日）、登録番号（登録年月日）

5. 学術賞

番号、受賞者、受賞タイトル名、授与者名（団体名）、受賞年月

6. 研究助成

番号、申請者、研究課題名、助成金の名称（資金提供者）、助成期間、金額

※ 研究代表者の場合は、本人申請者名にアンダーラインを引いてください。

7. その他（上記のいずれにも分類できない研究活動）

Ⅲ 管理運営・社会活動

1. 学内（所属組織内）における委員会活動等

- (例)・〇〇〇〇大学〇〇委員会委員（2012年度～2014年度）
 ・〇〇〇〇大学〇〇委員会委員（2014年度～2016年度）

2. 学外（所属組織外）における委員会活動等

- (例)・〇〇〇〇県〇〇委員会委員（2012年度～2013年度）
 ・〇〇〇〇市〇〇委員会委員（2016年度～2019年度）

3. 学会活動等

学会における委員等

- (例)・〇〇〇〇学会全国大会〇〇委員（2012年度）
 ・〇〇〇〇学会九州支部〇〇委員（2014年度）

現在の所属学会

- (例)・〇〇〇〇学会（2009年度～現在）
 ・〇〇〇〇学会（2010年度～現在）

4. その他（上記のいずれにも分類できない管理運営・社会活動等）

論文概要

氏 名	
-----	--

タイトル名：
著者：
概要：
タイトル名：
著者：
概要：
タイトル名：
著者：
概要：

- １． A４横書き（フォントサイズ 10.5 ポイント）で記載して下さい。
- ２． 論文の概要を 500 字以内にまとめて記載すること。なお、著者が複数人の場合は、貢献の度合もしくは本人担当部分について説明を行うこと。

大学教育についての意見と抱負及び共通教育センター着任後の活動の展望

氏 名	
-----	--

--

※ A４横書き（フォントサイズ 10.5 ポイント）１枚程度で記載して下さい。

共通教育センターの「働き方モデル」の基本方針

平成 31 年 3 月 7 日
 総合教育機構長裁定
 令和 2 年 4 月 2 日一部改正
 令和 2 年 4 月 1 日実施
 令和 5 年 12 月 7 日一部改正
 令和 6 年 4 月 1 日実施

総合教育機構「働き方モデル」の基本方針に基づき、共通教育センターに所属する教員の業務に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

第 1（標準授業担当数）

- (1) 共通教育センターに所属する教員は、原則として年間授業数を 11 担当することを標準とする。
- (2) 前号の科目数は共通教育科目、専門教育科目、研究科科目の授業担当の総数を指す。
- (3) 第 1 号の科目数の算出は教務システムの授業担当状況集計表を根拠とする。
- (4) 学位論文指導については、標準授業担当数の枠外とする。

第 2（初年次セミナー及び大学と地域）

- (1) 初年次教育・教養教育部門の教員は、「初年次セミナーⅠ」、「初年次セミナーⅡ」及び「大学と地域」を合わせて 6 クラス担当することを標準とする。ただし、教員にやむを得ない事情があり、6 クラスを担当することが適当ではないと共通教育センター長が判断した場合は、この限りではない。
- (2) 初年次教育・教養教育部門以外の教員が「初年次セミナーⅠ」、「初年次セミナーⅡ」及び「大学と地域」を担当することを妨げるものではない。

第 3（主担当以外の授業担当）

主担当以外の授業担当については、「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の業務に関する規則」（平成 29 年 2 月 23 日規則第 11 号）第 3 条及び第 4 条並びに「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の副担当に関する要項」（平成 29 年 2 月 23 日学長裁定）第 3 に基づいて従事するものとする。

第 4（インセンティブ）

年間授業数が標準授業担当数以上の者は、次年度の「鹿児島大学総合科学域総合教育学系（主担当共通教育センター）に係る教員の昇給に関する実施要領」（平成 29 年 4 月 1 日共通教育センター長裁定）の教育活動業績に 3 ポイントの加算を行う。

第５（教育負担率）

- (1) 教育負担率は主担当を 51%以上、兼務先を 49%以下とすることを基本とする。
- (2) 前号を満たしていない教員については、兼務先との交渉により前号の負担率となるよう共通教育センターは部局間の調整に努める。
- (3) 教育負担率は次の計算式で求める。
 主担当負担率：主担当授業担当数／年間授業担当数（％）
 兼務先負担率：兼務先授業担当数／年間授業担当数（％）
- (4) 教育負担率の現状は共通教育センター企画会議に報告（１０月頃）する。

第６（兼業）

共通教育センター専任教員の兼業の許可（短期間の兼業は除く）については、本基本方針の第１（標準授業担当数）を満たしていることを原則とし、そのうえで「国立大学法人鹿児島大学職員兼業規則」（平成 16 年 4 月 1 日規則第 63 号）に基づき判断する。

第７（その他）

- (1) 入試業務（試験監督、問題作成、問題下見点検、答案採点）は全教員が担当する。
- (2) 管理運営業務（委員会参画、評価業務等）は全教員が担当する。

○国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する実施要項

令和３年６月24日

学長裁定

(目的)

第１ 本要項は、国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則(令和５年規則第23号)(以下「内部質保証規則」という。)第13条に基づき、鹿児島大学(以下「本学」という。)における恒常的かつ継続的な教育活動に関する自己点検・評価の実施とその結果の教育改革・改善への活用の実施体制や手順等を示すことにより、本学における教育活動の質的向上を図ることを目的とする。

(対象)

第２ 本要項の対象は、各学部及び各研究科の教育活動とする。

(責任者及び実施体制)

第３ 本学における教育の内部質保証に係る推進責任者は、内部質保証規則第４条第２項に規定する別表「内部質保証担当表」の業務を所掌する各理事・副学長等とする。また、教育の内部質保証を実施する単位(以下「実施単位」という。)ごとに責任者及び実施組織を置き、責任者は、学部及び研究科については学部長及び研究科長とする。

(教育の内部質保証を実施する単位)

第４ 実施単位は、原則として学部及び研究科又は内部質保証規則第４条第２項に規定する別表の内部質保証担当表の「内部質保証に係る組織」(以下「組織」という。)とする。なお、共通教育は各学部・研究科の教育課程の一部であるが、学部横断的な実施体制となっていることを踏まえ、別の単位として扱い、質保証の手順や実施方法等を定める。

(手順)

第５ 教育の内部質保証を目的として各実施単位が行う自己点検・評価(以下「自己点検・評価」という。)は、定量的及び定性的なデータ・情報を収集・分析したうえで、関係者間で行う情報共有(以下「モニタリング」という。)と、教育の恒常的・継続的な改善及び質的向上のために客観的根拠に基づいて行う状況の定期的な把握・検証(以下「レビュー」という。)を通じて実施し、別表の「担当する組織」において取りまとめる。

(実施時期)

第６ 本要項に基づき各実施単位が行う点検・評価のうち、モニタリングは毎年度実施する。また、レビューについては、３年に１回実施する。

(基準)

第７ 自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価に係る大学評価基準を踏まえ、モニタリングとレビューについてそれぞれ別表の基準により行う。

(結果の共有及び公表)

第８ 自己点検・評価の結果は、各実施単位より組織に報告され、その後、大学運営会議及び教育研究評議会の議を経て、学長へ報告するものとする。また、その概要については公表する。

（自己点検・評価の結果の活用）

第９ 各実施単位において実施された自己点検・評価の取り組みによって得られた情報や課題等については、実施単位ごとにモニタリングとレビューを行い、各組織において情報や課題を共有する。

自己点検・評価の結果報告を受け、改善が必要と判断される事項については、所掌する推進責任者及び責任者が対応策等を検討し、適宜、改善に取り組む。

附 則

この要項は、令和３年６月２４日から実施する。

附 則

この要項は、令和３年１１月１６日から実施する。

附 則

この要項は、令和４年６月２１日から実施し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要項は、令和５年２月１６日から実施する。

附 則

この要項は、令和５年９月２８日から実施する。

附 則

この要項は、令和５年１２月２１日から実施する。

附 則

この要項は、令和６年１月１１日から実施する。

別表(第７関係)

自己点検・評価の項目及び基準

	評価の観点	具体的な評価方法	根拠資料あるいは必要データ	担当する組織
モニタリング (毎年点検・評価)	授業科目の内容が、授与する学位にふさわしい水準にあるといえるか	・シラバスは組織的に点検したか ・シラバスの全ての項目について、適切に記載が行われているか ・各科目と学位授与方針や教育課程編成方針、	・シラバス ・シラバスの記載事項を確認したことを示す会議記録等 ・各科目と学位授与方針や教育課	教務委員会

を実施)		教育課程の階梯性との整合性は取れているか ・シラバスにおいて、適切な授業形態及び学習指導法が採用されていることを確認しているか	程編成方針、教育課程の階梯性との整合性について確認したことを示す会議記録等	
	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか	・シラバスの「到達目標」に記載されている内容に基づき成績評価が適切に行われていることを組織的に確認しているか ・成績評価を厳格に行うための取組を実施しているか	・シラバス ・シラバスの記載事項を確認したことを示す会議記録等 ・成績評価に関するガイドラインに基づき、成績分布等について確認及び改善に向けた議論を行ったことを示す会議記録等 ・成績評価に関する研修会等の記録及び事後アンケート等成果を示す資料	
	大学院課程(専門職学位課程を除く)において、学位論文の作成等に係る指導が実施されていることを組織的に確認しているか	・研究指導の基本方針及び指導体制、指導計画、審査手続き、評価基準等に基づく指導が適切に実施されていることを組織的に確認しているか	・研究指導の基本方針及び指導体制、指導計画、審査手続き、評価基準等を示す資料 ・上記の枠組みに基づく指導状況について確認及び改善に向けた	

		議論を行ったことを示す会議記録等	
卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に即した学習成果が得られていることを確認しているか	・卒業(修了)時アンケート等の実施を通じて卒業(修了)時の学生の学習成果に対する認識を把握しているか	・卒業(修了)時アンケートの結果を示す資料	ファカルティ・ディベロップメント委員会
授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施し、その成果を把握しているか	・FD等を実施しているか ・FD等の実施によってカリキュラムや教育内容・方法の改善は図られているか	・FDの実施及び事後アンケート等成果を示す資料 ・FD後のカリキュラムや教育内容・方法の改善を示す資料	
学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証しているか。	・入学者選抜方針と入学者選抜の実態との整合性は担保できているか ・実入学者数が入学定員に対し適正な数となっているか	・入学者選抜方針と実際の入学者選抜との整合性が担保できていることを確認した会議記録等	入試委員会
就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に即して適正な状況にあるといえるか	・卒業(修了)生の就職あるいは進学状況を把握しているか ・卒業(修了)生の就職あるいは進学状況は学位授与方針と整合性が担保できているか	・卒業(修了)生の就職及び進学状況を示すデータ ・卒業(修了)生の就職及び進学状況と学位授与方針との整合性が担保できていることを確認した会議記録等	キャリア形成支援委員会
教育研究組織及び教育課程に対応した施設及	・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設	・大学概要 ・附属施設等一覧	企画・評価委員会

び設備が整備されているか	備を法令に基づき整備しているか ・法令が定める実習施設等が設置されているか	・鹿児島大学学則	
	・施設・設備における安全性について、配慮しているか	・施設実態報告書（耐震化率・老朽化率）	施設マネジメント委員会
	・教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備されているか	・学術情報基盤実態調査（コンピュータ・ネットワーク編）	情報企画推進委員会
	・大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料が利用可能な状態に整備されているか	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）	附属図書館自己評価委員会
	・自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備されているか	・自主的学習環境整備状況一覧	教務委員会
学生（留学生を含む）に対して、生活や課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援体制が整備されているか	・学生支援に関して関係者（学生等）から意見を聴取しているか	・学長と学生との懇談会 ・学生モニター制度実施要項 ・学生生活実態調査	学生生活委員会
	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認しているか ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・	・学生何でも相談室及び各部局の学生相談窓口の利用実績	

		相談の体制の整備及び 相談実績を確認しているか	
		・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備及び運営資金や備品貸与等の支援状況を確認しているか	・課外活動団体の結成承認 ・スポーツ奨学金実施要項 ・進取の精神チャレンジプログラム申請数及び採択数
		・奨学金の制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認しているか ・入学料・授業料免除、奨学金(給付、貸与)、学生寄宿等、大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているか確認しているか	・大学独自の奨学金制度(鹿児島大学離島高等学校出身者支援スタートアップ奨学金要項) ・入学料・授業料免除実施状況 ・学内ワークスタディ採用実績 ・学生寮の入居状況
		・障害のある学生、その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認しているか	・障害学生支援センターへの相談件数 ・修学及び生活に関する支援内容 ・支援申請書数(授業担当教員等に合理的配慮や支援を求める書類) ・障害学生支援センターに来室した障害学生への
			障害学生支援委員会

			居場所提供数	
レビュー (3年に1回点検・評価を実施)	学位授与方針は、大学等の目的に即して具体的かつ明確に定められているといえるか	・学位授与方針は、達成度が評価可能な表現で具体的に定められているか	・学位授与方針	教務委員会
	教育課程方針と大学等の目的や学位授与方針の整合性は担保できているか	・教育課程方針は、大学等の目的及び学位授与方針との整合性が取れていることが明らかな表現で定められているか	・教育課程方針	
	成績評価基準は、学位授与方針及び教育課程方針に即した成績評価ガイドラインで定められた学習成果の評価の方針と整合性をもってしているか	・各組織の成績評価ガイドラインを点検したか ・各組織の成績評価ガイドラインは、全学的なガイドラインと整合性が取れているか ・成績評価ガイドラインやより詳細な成績評価基準を学生に対して、学生便覧等あるいはウェブサイトへの掲載等を通じて周知しているか	・全学及び各組織の成績評価ガイドラインの適切性や両者の整合性について確認した会議記録等 ・成績評価ガイドラインや成績評価基準を掲載した学生便覧やウェブサイトの該当ページ	
	教育課程の編成は、体系的・階梯性を有しているといえるか	・カリキュラム・マップは適切に作成されているか ・ナンバリングは適切に行われているか ・教育課程方針とカリキュラムは整合性が取れているか	・カリキュラム・マップ ・科目のナンバリング一覧表 ・教育課程方針	
	卒業(修了)時の学生の学習成果は、授与する学位にふさわしい水準	・卒業(修了)時の学生の学習成果を把握しているか	・卒業(修了)生の当該時点での学習成果を示す資	

にあるといえるか	卒業(修了)生は、学位にふさわしい水準の学習成果を達成していることを示すことができるか	料	
学生のニーズに応え得る履修指導及び学習相談の体制を組織として整備し、指導及び助言が実施できているか	- 履修指導や学習相談体制について学生便覧等あるいはウェブサイト等で周知しているか - 学生への指導及び助言は適切に行われているか	- 履修指導や学習相談体制について掲載した学生便覧やウェブサイトの該当ページ - 学生への指導及び助言の実施状況を示す記録等	
大学等の目的及び学位授与方針に即して卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を策定しているか。また、卒業又は修了の認定は、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に即して実施しているか	- 卒業(修了)要件は、大学等の目的及び学位授与方針との整合性が担保できているか - 卒業(修了)要件について、学生便覧等あるいはウェブサイトを通じて学生に周知しているか - 研究指導の基本方針及び指導体制、指導計画、審査手続き、評価基準等は適切に整備・公表されているか - 卒業(修了)の認定は、卒業(修了)要件に即して実施されているか	- 卒業(修了)要件と大学等の目的及び学位授与方針との整合性が担保できていることを確認したことを示す会議記録等 - 卒業(修了)要件について掲載した学生便覧やウェブサイトの該当ページ - 卒業(修了)認定の実施状況を示す会議記録等	
正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されているか	ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる国内学生海外派遣を実	ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラム	国際交流委員会

	施しているか ・ 留学説明会及び報告会を周知し、開催しているか ・ 留学説明会及び報告会参加学生の意見を聴取し、改善に役立てているか	等による国内学生海外派遣実績 ・ 留学説明会及び報告会のポスター、ウェブサイトの該当ページ ・ 開催状況を示す会議記録等	
教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られているか	・ 鹿大「進取の精神」支援基金事業（学生海外派遣事業、外国人留学生受入推進事業）を目的に則して実施しているか ・ 鹿大「進取の精神」支援基金事業参加学生の意見を聴取し、改善に役立てているか	・ 鹿大「進取の精神」支援基金事業募集要項 ・ 鹿大「進取の精神」支援基金事業報告書 ・ 鹿大「進取の精神」支援基金事業に参加した学生の進路状況等	
卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に即した学習成果が得られていることを確認しているか	・ 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生について意見聴取を行う手順を定めた規則等を策定しているか ・ 卒業(修了)生から意見聴取を行って得た情報に基づき、対応策を検討のうえ、改善を図っているか	・ 卒業(修了)から一定年限を経過した卒業(修了)生への意見聴取に関する手順を定めた規則等 ・ 卒業(修了)生への意見聴取で得られた情報とそれを踏まえた対応策、その成果を示した資料	ファカルティ・ディベロップメント委員会
学生受入方針と入学者選抜の実態との整合性の検証結果により、入学者選抜の改善に取り組んでいるか	・ 課題が見つかった場合、対応策を検討のうえ、改善に取り組んでいるか	・ 発見した課題解決のための取組を実施したことを示す資料	入試委員会

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に即した学習成果が得られていることを確認しているか	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取を行う手順を定めた規則等を策定しているか ・就職先や進学先の関係者から意見聴取を行って得た情報に基づき、対応策を検討・実施しているか	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取に関する手順を定めた規則等 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取で得られた情報とそれを踏まえた対応策、その成果を示した資料	キャリア形成支援委員会
教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が有効に活用されているか	・施設等の有効利用に関する規則に基づき、当該施設等が有効に活用されているか ・施設・設備等の評価に基づき、改善策を検討・実施しているか	・施設利用状況調査 ・施設の有効利用の改善策を検討した資料	施設マネジメント委員会
	・教育研究活動を展開する上で必要なICT環境の整備状況に基づき評価し、有効に活用されるよう対応策を検討・実施しているか	・学術情報基盤実態調査(コンピュータ・ネットワーク編) ・機器の有効利用の改善策を検討した資料	情報企画推進委員会
	・大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料の整備状況に基づき評価し、有効に活用されるよう対応策を検討・実施しているか	・鹿児島大学附属図書館自己点検・評価報告書	附属図書館自己評価委員会
	・自習室、グループ討議室、情報機器室、教	・自主的学習環境整備状況一覧	教務委員会

	室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習施設の利用実績に基づき、評価のうえ、有効に活用されるよう対応策を検討・実施しているか	・自主的学習施設の利用状況 ・学生からの自主的学習施設利用に関する意見 ・施設利用状況、学生の意見に基づき対応策を検討した資料	
学生(留学生を含む)に対して、生活や課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われ、機能しているか	・学生への生活、課外活動、経済面の援助に関する相談・助言、支援の実績に基づき評価し、機能するよう対応策を検討・実施しているか ・学生から意見聴取を行って得た情報に基づき評価し、機能するよう対応策を検討・実施しているか	・学生からの生活、課外活動、経済面の援助に関する相談件数 ・学生への生活、課外活動、経済面の援助に関して支援したことを示す資料 ・学生への生活、課外活動、経済面の援助に関する相談・助言、支援体制について掲載した冊子やウェブサイトの該当ページ ・学生から意見聴取で得られた情報とそれを踏まえた対応策、その成果を示した資料	学生生活委員会
	・障害のある学生への合理的な配慮に基づく、生活、課外活動、経済	・障害のある学生からの生活、課外活動、経済面	障害学生支援委員会

		面の援助に関する相談・助言、支援の実績に基づき評価し、機能するよう対応策を検討・実施しているか ・障害のある学生から意見聴取を行って得た情報に基づき、合理的な配慮に基づく、対応策を検討・実施しているか	の援助に関する相談件数 ・障害のある学生への生活、課外活動、経済面の援助に関して支援したことを示す資料 ・障害のある学生への生活、課外活動、経済面の援助に関する相談・助言、支援体制について掲載した冊子やウェブサイトの該当ページ ・障害のある学生から意見聴取で得られた情報とそれを踏まえた対応策、その成果を示した資料	
--	--	---	--	--

○国立大学法人鹿児島大学の共通教育に係る内部質保証に関する実施要項

令和３年11月16日

学長裁定

(目的)

第１ 本要項は、国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則(令和５年規則第23号)(以下「内部質保証規則」という。)第13条に基づき、鹿児島大学(以下「本学」という。)の共通教育に係る恒常的かつ継続的な自己点検・評価の実施とその結果を教育改革・改善に活用する手順等を示し、共通教育の質的向上を図ることを目的とする。

(責任者)

第２ 共通教育に係る内部質保証は、内部質保証規則第４条及び第５条の規定に基づき、教育担当理事・副学長を推進責任者とし、共通教育センター長を部局責任者とする。

(手順)

第３ 共通教育が行う自己点検・評価(以下「自己点検・評価」という。)は、定量的及び定性的なデータ・情報を収集・分析したうえで、関係者間で行う情報共有(以下「モニタリング」という。)と、教育の恒常的・継続的な改善及び質的向上のために客観的根拠に基づいて行う状況の定期的な把握・検証(以下「レビュー」という。)を通じて実施する。

(実施時期)

第４ 本要項に基づき行う点検・評価のうち、モニタリングは毎年度実施する。また、レビューについては、３年に１回実施する。

(基準)

第５ 共通教育に係る自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価に係る大学評価基準を踏まえ、モニタリングとレビューについてそれぞれ別表１の基準により行う。

(結果の共有及び公表)

第６ 自己点検・評価の結果は、共通教育委員会及び教務委員会に報告し、その後、大学運営会議及び教育研究評議会の議を経て、学長へ報告するものとする。また、その概要については公表する。

(自己点検・評価の結果の活用)

第７ 自己点検・評価によって得られた情報や課題等については、共通教育センター及び共通教育委員会で共有のうえ、質の向上に資するものとする。

附 則

この要項は、令和３年11月16日から実施する。

附 則

この要項は、令和５年２月16日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年9月28日から実施する。

別表1（第5関係） 自己点検・評価の項目及び基準

	評価の観点	具体的な評価方法	根拠資料あるいは必要データ	担当する組織
モニタリング (毎年点検・評価を実施)	授業科目の内容が、共通教育の教育目標にふさわしい水準にあるといえるか	・シラバスは組織的に点検したか ・シラバスの全ての項目について、適切に記載が行われているか ・各科目と共通教育の教育目標との整合性や教育課程の階梯性に問題はないか ・シラバスにおいて、適切な授業形態及び学習指導法が採用されていることを確認しているか	・シラバス ・シラバスの記載事項を確認したことを示す会議記録等 ・各科目と共通教育の教育目標との整合性、教育課程の階梯性について確認したことを示す会議記録等	共通教育委員会
	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか	・シラバスの「成績の評価基準」に記載されている内容に基づき成績評価が適切に行われていることを組織的に確認しているか ・成績評価を厳格に行うための取組を実施しているか	・シラバス ・シラバスの記載事項を確認したことを示す会議記録等 ・成績評価に関するガイドラインに基づき、成績分布等について確認及び改善に向けた議論を行ったことを示す会議記録等 ・成績評価に関する研修会等の記録及び事後アンケート等成果を示す資料	
	レビ	共通教育の教育目標	・共通教育の教育	

ユー (3年 に1 回点	と大学の教育目標との整合性は担保できているか	は、大学の教育目標との整合性が取れていることが明らかな表現で定められているか	目標
検・ 評価 を 実 施)	成績の評価基準は、成績評価ガイドラインと整合性をもってしているか	・ 共通教育の成績評価ガイドラインは、全学のガイドラインと整合性が取れているか ・ 成績評価ガイドラインをより詳細な成績評価基準を学生に対して、学生便覧等あるいはウェブサイトへの掲載等を通じて周知しているか	・ 全学の成績評価ガイドラインと共通教育の成績評価ガイドラインとの整合性や適切性を検証した会議記録等 ・ 成績評価ガイドラインや成績評価基準を掲載した学生便覧等やウェブサイトの該当ページ
	教育課程の編成は、体系的・階梯性を有しているといえるか	・ 共通教育科目の編成・実施方法は適切に行われているか ・ ナンバリングは適切に行われているか ・ 教育目標とカリキュラムは整合性が取れているか	・ 共通教育の編成・実施方法 ・ 科目のナンバリング一覧表 ・ 共通教育の教育目標
	学生のニーズに応え得る履修指導及び学習相談の体制を組織として整備し、指導及び助言が実施できているか	・ 履修指導や学習相談体制について学生便覧等あるいはウェブサイトで周知しているか ・ 学生への指導及び助言は適切に行われているか	・ 履修指導や学習相談体制について掲載した学生便覧等やウェブサイトの該当ページ ・ 学生への指導及び助言の実施状況を示す記録等

鹿児島大学総合教育機構教務委員会規則

令和６年３月７日

総機規則第４号

(設置)

第１条 鹿児島大学総合教育機構(以下「機構」という。)の所掌する共通教育の教育課程の編成、実施、運営その他機構の教務関係事項を検討するため、鹿児島大学総合教育機構教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第２条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (１) 共通教育の教育課程に関すること。
- (２) 共通教育の授業運営に係る整理・調整に関すること。
- (３) 地域人材育成プラットフォームに係る調整に関すること。
- (４) 鹿児島大学教務委員会から付託された事項に関すること。
- (５) 機構の各センター等の教務に関すること。
- (６) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第３条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (１) 共通教育センター副センター長 １名
- (２) 共通教育センター各部門から選出された者 若干名
- (３) 機構各センター(共通教育センター除く。)から選出された者 各１名
- (４) その他委員会が必要と認めた者

２ 前項第２号から第４号までの委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第４条 委員長は、前条第１項第１号の委員をもって充てる。

- (１) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (２) 副委員長は、委員長が指名する。
- (３) 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第５条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第６条 委員が事故等のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第７条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第８条 委員会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第９条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- １ この規則は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 第３条第１項第３号に規定する委員を選出する機構各センターについて、当面の間、教師教育開発センターを除くものとする。
- ３ 鹿児島大学総合教育機構教務委員会設置要項(令和５年５月２日総合教育機構長裁定)は、廃止する。

鹿児島大学共通教育センター施設マネジメント委員会設置要項

令和７年４月18日

共通教育センター運営委員会決定

(設置)

第１ 鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則(平成29年総機規則第３号)第10条第２項の規定に基づき、鹿児島大学共通教育センター施設マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第２ 委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (１) 施設の管理運用に関すること。
- (２) 施設の維持管理・修繕計画に関すること。
- (３) その他の施設マネジメントに関すること。

(組織)

第３ 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (１) 共通教育センター長(以下センター長という。)
- (２) センター長が指名する副センター長 １名
- (３) 各部門の長
- (４) その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第４ 委員会に委員長を置き、第３第１号及び第２号の委員の互選によって定める。

２ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第５ 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第６ 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第７ 委員会に関する事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第８ この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和７年４月18日から実施する。